

大分県食の安全・安心推進条例をここに公布する。

大分県食の安全・安心推進条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 食の安全の確保

第一節 食品安全行動計画等(第七条—第十条)

第二節 食品等の安全性の確保(第十一条—第十四条)

第三節 ふぐ処理等の衛生確保(第十五条—第二十条)

第三章 食の安心の確保(第二十一条—第二十四条)

第四章 立入調査、勧告及び公表(第二十五条・第二十六条)

第五章 県民の参画(第二十七条・第二十八条)

第六章 雑則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食品等の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。
- 二 食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林畜水産物(以下「農林畜水産物」という。)をいう。
- 三 生産者・事業者 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第八条第一項に規定する食品関連事業者であって、県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

(平二六条例三六・一部改正)

(基本理念)

第三条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという共通の認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の食品供給の行程において、科学的知見に基づき必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品等の安全性に関する情報を積極的に公開し、及び県民の意見に対し十分な配慮をすることにより、県民、生産者・事業者、県等すべての関係者の相互理解と協力の下に行われなければならない。
- 4 食品等の安全性は環境と密接に関係することにかんがみ、食品等の生産から消費に至る一連の活動は、環境との調和に配慮したものでなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保のための総合的な施策(以下「食の安全・安心に関する施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、食の安全・安心に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

- 3 県は、広域的な取組を必要とする食の安全・安心に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
(生産者・事業者の責務)

- 第五条 生産者・事業者は、関係法令を遵守するとともに、[第三条](#)に定める基本理念にのっとり、安全な食品等が県民に提供されるよう必要な措置を適切に講じなければならない。
- 2 生産者・事業者は、食の安全・安心の確保について第一義的責任を有することを認識し、その事業活動に関し、自主的な衛生管理及び自主検査を推進しなければならない。
 - 3 生産者・事業者は、その事業活動に関する情報の公開及び県民との積極的な交流等を通じ、食品等に対する信頼の確保に努めなければならない。
 - 4 生産者・事業者は、食品等に関係法令に基づく表示をするに当たっては、正確かつ分かりやすいものとするよう努めなければならない。
 - 5 生産者・事業者は、環境に配慮した生産、製造、加工、流通及び販売の活動に努めるものとする。
(県民の役割)

- 第六条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることにより、合理的な消費行動に努めるものとする。
- 2 県民は、食の安全・安心に関する施策に対して意見を表明することにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
 - 3 県民は、食の安全・安心に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 4 県民は、環境に配慮した消費行動に努めるものとする。

第二章 食の安全の確保

第一節 食品安全行動計画等

(食品安全行動計画)

- 第七条 知事は、食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図るため、大分県食品安全行動計画(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。
- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全・安心に関する施策の方向
 - 二 [前号](#)に掲げるもののほか、食の安全・安心に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、行動計画を定めるに当たっては、県民及び生産者・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 [前二項](#)の規定は、行動計画の変更について準用する。
 - 6 知事は、毎年度、県が講じた食の安全・安心に関する施策の成果を公表しなければならない。
(監視、指導等)

- 第八条 県は、行動計画に基づき、農林畜水産物の生産行程における生産資材の適正な使用を図るため、農林畜水産物の生産に係る生産者・事業者その他関係者への指導、当該生産者・事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全性を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、行動計画に基づき、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売(以下「製造、販売等」という。)の各行程において、食品等の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の製造、販売等に係る生産者・事業者その他関係者への指導、当該生産者・事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
(危機管理体制の整備)

- 第九条 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制の整備について必要な措置を講ずるものとする。
(環境に配慮した活動)

第十条 県は、食品等の生産から消費に至る一連の食品供給の行程において、環境に配慮した活動を推進するために、環境への負荷の少ない生産方式等の開発及びその普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第二節 食品等の安全性の確保

(生産者・事業者による自主管理の推進)

第十一条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品等の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公表並びにその遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公表を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(食品等の安全性の確保)

第十二条 農林畜水産物の生産者は、安全な農林畜水産物を生産し、及び供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用方法について法令で定める基準に従い、農林畜水産物を生産しなければならない。

2 食品等の製造、販売等に係る生産者・事業者は、関係法令で定める基準に従い、食品等の製造、販売等を行わなければならない。

3 生産者・事業者は、その製造、販売等を行う食品が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該食品を出荷し、又は販売してはならない。

一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十四条の規定に違反して農薬が使用された農林産物であるとき。

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の三の規定に違反して医薬品又は再生医療等製品が使用された畜水産物であるとき。

(平二六条例三六・平三〇条例四五・一部改正)

第十三条及び第十四条 削除

(令三条例一〇)

第三節 ふぐ処理等の衛生確保

(販売等の制限)

第十五条 ふぐは、ふぐ処理施設(食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例(平成十一年大分県条例第四十六号)別表の第三第二号に規定する基準を満たす施設をいう。以下同じ。)において処理(ふぐの卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部分で人の健康を害するおそれがあるもの(以下「有毒部位」という。))を除去し、又は長期塩蔵により人の健康を損なわないように処理することをいう。以下この節、第二十六条第二項及び第三項並びに附則第二項から第五項までに於いて同じ。)されたもの以外は、販売してはならない。ただし、知事が規則で定める場合は、この限りでない。

2 ふぐ処理登録者(次条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者をいう。以下同じ。)以外の者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理登録者の実地の指導監督の下にふぐ処理施設において処理に従事するときは、この限りでない。

(令三条例一〇・一部改正)

(ふぐ処理者の登録)

第十六条 業としてふぐの処理に従事しようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

一 知事が別に定める基準に基づき指定するふぐの処理に関する講習を、登録の申請をする日前三年以内に修了した者

二 ふぐの処理に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を習得していると知事が認めた者

3 登録の有効期間は、五年を下らない期間で規則で定める期間とする。

4 前項の有効期間の満了後引き続き業としてふぐの処理に従事しようとする者は、登録の更新を受けなければならない。登録の更新を受けなければ、有効期間の経過によって、登録は、その効力を失う。

5 登録の更新の申請があった場合において、第三項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が

なされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 6 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の手続等)

第十七条 前条の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる者からの申請の場合を除くほか、遅滞なく、ふぐ処理者名簿に登録するとともに、その者にふぐ処理者登録済証を交付するものとする。

一 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 前条第二項に規定する要件に該当しない者

三 次条の規定により登録を抹消され、その抹消の日から起算して二年を経過しない者

- 3 ふぐ処理登録者は、第一項の申請書に記載した事項に変更があった場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第十八条 知事は、ふぐ処理登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の登録を抹消することができる。

一 前条第二項第一号に該当するに至ったとき。

二 死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

三 次条の規定に違反したとき。

(ふぐ処理登録者の遵守事項)

第十九条 ふぐ処理登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 有毒部位を完全に除去すること。

二 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施錠できる不浸透性の容器に入れ、塩蔵処理の原料となるものを除き、焼却等により確実に処分すること。

三 その他規則で定める事項

第二十条 削除

(令三条例一〇)

第三章 食の安心の確保

(食品表示の適正化の推進)

第二十一条 県は、食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する信頼の確保に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、適正な表示を実施するため、必要に応じ、食品の種類を指定して生産者・事業者が守るべき基準を規則で定めることができる。

(履歴の記録及び保管)

第二十二条 県は、栽培、飼養、養殖等の履歴の記録の作成及び保存が的確に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 生産者・事業者は、食品等による危害の発生又は拡大を防止するため、食品等の原料又は材料の仕入先の名称等必要な情報の記録及び保存に努めなければならない。

(情報の公開及び相互理解の推進)

第二十三条 県は、県民と生産者・事業者とが食品等に関する情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、食品等の安全性等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるとともに、県民、生産者・事業者、県等の交流を促進する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、生産者・事業者に食品等に関する情報の公開を促す措置を講ずるものとする。

第二十四条 削除

(平二七条例五〇)

第四章 立入調査、勧告及び公表

(立入調査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者・事業者若しくは生産者・事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは試験若しくは検査を行うため必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第二十六条 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、第十二条第三項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、関係法令に基づき必要な措置をとるほか、生産者・事業者に対し、当該食品等の出荷又は販売の停止その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、第十五条第二項の規定に違反してふぐ処理登録者以外の者が、業としてふぐの処理に従事していると認めるときは、生産者・事業者及び当該ふぐ処理登録者以外の者に対し、直ちにふぐの処理を中止するよう勧告することができる。

3 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、生産者・事業者が、ふぐ処理施設においてふぐ処理登録者を置かずふぐを販売するために処理していると認めるときは、直ちにふぐの処理を中止するよう勧告することができる。

4 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、第二十一条第二項に定める基準が遵守されていないと認めるときは、生産者・事業者に対し、適正な表示を実施するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

5 知事は、前各項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合はこの限りでない。

(令三条例一〇・一部改正)

第五章 県民の参画

(施策の申出制度)

第二十七条 県民は、知事に対し、食の安全・安心に関する施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善に係る措置を講ずるよう申出をすることができる。

2 前項の申出は、規則に定める施策申出書を知事に提出することにより行わなければならない。

3 知事は、施策申出書が提出されたときは、必要な調査を行い、当該申出に係る処理の経過及び結果を当該申出をした者に対し通知するものとする。

4 知事は、施策の申出の処理に当たり、必要があると認めるときは、大分県食品安全推進県民会議の意見を聴くものとする。

5 施策の申出の趣旨及びその処理の内容は、公表するものとする。

6 施策の申出の取扱いに当たっては、当該申出を行った者等の個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。

(大分県食品安全推進県民会議)

第二十八条 次に掲げる事務を行うため、大分県食品安全推進県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

一 食の安全・安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること。

二 食の安全・安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。

三 食の安全・安心の確保に関する県民参画の促進に関すること。

四 その他食の安全・安心の確保の推進に関すること。

2 県民会議は、委員二十人以内で組織し、委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

一 消費者

二 食品等の生産・製造者

三 食品等の流通・販売者

四 学識経験者

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

(手数料の納付)

第二十九条 第十六条第一項の登録又は同条第四項の登録の更新を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の規定は同年十月一日から、第十三条、第二章第三節、第二十九条及び第五項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十六条第二項第一号に規定するふぐの処理に関する講習の指定の手続は、同号の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第二章第三節の規定の施行の際、現に大分県フグ取扱指導要綱(平成元年四月一日施行)第四条第二項の規定により大分県フグ取扱施設届出済票の交付を受けている施設については、第二十条第三項のふぐ処理施設届出済証の交付を受けている施設とみなす。
- 4 第二章第三節の規定の施行の際、現に大分県フグ取扱指導要綱第十三条第二項の規定により受講済証の交付を受けている者については、同節の規定の施行の日から三年間に限り第十七条第二項のふぐ処理者登録済証の交付を受けている者とみなす。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

- 5 大分県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則(平成二七年条例第五〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第四五号)

この条例は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成三〇年一二月一日)

附 則(令和三年条例第一〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(大分県食の安全・安心推進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の大分県食の安全・安心推進条例(以下「旧安全・安心条例」という。)第十三条の規定に基づき知事に報告があった場合については、旧安全・安心条例第十四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。